

答申案件の概要

件名	特定の法人の設立関係書類に添付された代表者に係る履歴書についての不開示決定処分に対する異議申立て	
担当課	開示決定等	総務学事課
	異議申立て	総務学事課
対象行政文書	(1) 学校法人〇〇寄附行為認可申請書に添付されている設立代表者の履歴書（本件行政文書1） (2) ××設置認可申請書に添付されている設立代表者の履歴書（本件行政文書2）	
経緯	開示請求年月日	平成21年3月5日
	開示決定等年月日	平成21年3月18日
	異議申立て年月日	平成21年5月15日
	諮問年月日	平成21年6月26日
本件処分の内容	不開示決定 (不開示理由) 条例第7条第3号該当（個人に関する情報であるため）	
異議申立ての趣旨	本件処分を取り消すとの決定を求める。	
審査会の結論	青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。	
審査会の判断要旨	<p>&lt;本件行政文書1及び本件行政文書2について&gt;</p> <p>(1) <u>本件行政文書1は、学校法人〇〇の設立代表者が、私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定に基づく学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けるため、認可申請書の添付書類として県に提出した設立代表者個人の履歴書であり、設立代表者の氏名、印影、性別、生年月日、本籍、現住所、電話番号及び学歴・職歴・賞罰並びに履歴書の作成年月日が記載</u>されていると認められる。</p> <p>(2) <u>本件行政文書2は、××の設置者が、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく各種学校の設置についての認可を受けるため、認可申請書の添付書類として県に提出した設置者個人の履歴書であり、設置者の氏名、印影、生年月日、本籍、現住所、電話番号及び学歴・職歴・賞罰が記載</u>されていると認められる。</p> <p>&lt;条例第7条第3号該当性について&gt;</p> <p>○ 本文該当性について  <u>本件行政文書1及び本件行政文書2に記載されている情報（以下「本件情報」という。）は、学校法人〇〇の設立代表者及び××の設置者（以下「設立代表者等」という。）に係る氏名や印影などの個人を識別させる情報を含んでおり、全体として特定の個人を識別することができる情報であると認められる</u>ため、条例第7条第3号本文に該当す</p>	

る。

○ **ただし書該当性について**

(1) 本件情報が条例第7条第3号ただし書口及び同ハに該当しないことは明らかである。

(2) 条例第7条第3号ただし書イ該当性について

ア 学校法人の「代表権を有する者の氏名、住所及び資格」は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第2条第2項第4号の規定により、学校法人の設立登記に係る登記事項のうちの一つと定められており、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条の規定により、登記所において何人も閲覧等が可能となっている。

イ ただし、実施機関の提出した書面によると、「組合等登記令では、登記事項として「設立代表者」は存在しないもの」であって、「学校法人の設立代表者は、あくまでも学校法人設立手続に当たったの代表者であり、学校法人設立後は、当該法人における「代表権を有する者」になるとは限らない」ことが認められる。

ウ そうすると、組合等登記令において登記事項となっている学校法人の「代表権を有する者」と、県に対して学校法人の設立認可の手続を行う設立代表者とは、必ずしも一致しないのであるから、学校法人〇〇の設立代表者の氏名などの情報は、法令により公にされている情報であるとまでは認めることはできない。

エ 本件情報のうち、××の設置者に係るものについては、当審査会が調査したところ、学校教育法その他関係法令において、各種学校の設置者の氏名などの公開を義務付ける規定はなく、法令により公にされている情報であると認めることはできない。

オ また、本件情報が、当該学校法人が運営するホームページ等において一般に公表されているといった事実も認められない。

カ これらのことからすると、本件情報は、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められず、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

○ 以上から、本件情報は、条例第7条第3号に該当する。

○ なお、条例第8条第2項の規定による部分開示の可否について検討すると、本件情報は、設立代表者等の氏名のほか、学歴・職歴・賞罰等の私的な情報が記録されたものであり、部分開示することとなる情報が含まれているとは認められない。

<その他>

(1) 異議申立人は、「学校法人〇〇及び××の設立代表者は、経歴虚偽の重大な事実があり、当時の経歴を偽っている可能性が大きく、当時の提出された履歴を確認できる手段がないのはおかしい」旨主張しているところである。

(2) しかし、当審査会は、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断するのであって、異議申立人が主張する設立代表者等の履歴書の記載の真正性について調査し、判断する立場にはなく、異議申立人の上記主張は、当審査会の判断を左右するものではない。